

表 7月13日以降制限が緩和される措置

7月13日	・教育機関、塾など私的教育機関、音楽・芸術・スポーツのレッスン ・遊園地やディスコなどを含む娯楽施設(収容可能人数の50%未満。社会的距離の確保が困難な屋外施設を除く) ・全てのサービス業(美容整形などこれまで緩和の対象となっていなかった業種)
8月1日	・映画館、劇場、コンサートホール(最大収容人数3,000人未満の会場が対象、かつ収容人数の50%未満であること) ・スポーツ観戦(最大収容人数3,000人未満の会場が対象、かつ収容人数の50%未満であること)

(出所)モスクワ市長令第77-UM号(2020年7月9日)